

西宮市立中央病院 治験の経理に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立中央病院において行なった治験による収入を財源として研究に必要な経費を支出するにつき、研究科における更なる研究促進と病院全体における研究体制整備の調和の観点から、適正な管理・執行を行うための必要な事項を定める。

(経費の使途)

第2条 研究に必要な経費の使途は、次の各号に定めるものに限る。

- (1) 研究に直接必要な材料・器材等のうち固定資産に該当しないものにかかる経費
- (2) 研究に関連する図書・文献及び論文作成等の経費
- (3) 研究に関連する学会・研究会等の参加経費
- (4) 病院における研究体制整備のために必要な共通経費
- (5) 学会の会費
- (6) 学会の医師賠償責任保険の保険料
- (7) その他研究、学会、診療に関連して病院長が適当と認める経費

2 前項の経費は、治験収入の総額を次の各号に区分する範囲を限度とする。

- (1) 研究科 研究経費相当額
- (2) 薬剤部 薬管理経費相当額
- (3) 前項第4号の経費 総額から第1号及び第2号の金額を控除した金額

3 使途は、関係する部署の要望・意見を勘案し、当該診療科等の所属長が決定する。

(必要な経費の要求)

第3条 研究者が経費を必要とするときは、研究者の所属長が支出要求書(様式1号)により病院長に要求しなければならない。

ただし、前条第1項第1号に定めるものについては、管理部長に要求することとする。

(経費の支出の手続き及び支払)

第4項 前条による経費の支出の手続き及び支払は、西宮市病院事業会計規程(平成26年4月1日西宮市病院事業管理規程第14号)に基づいて行なう。

(出納)

第5条 治験に係る経理をつかさどるため病院長が指定した出納員を置く。

2 出納員は、治験に関する出納について出納簿を備え、常に経理を明らかにしておかなければならない。

(会計年度及び会計報告)

第6条 治験に関する経理の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 出納員は、会計年度終了後速やかにその経理内容を病院長に報告しなければならない。

3 病院長は、各診療科等で一会計年度内に支出することができない金額がある場合において、実績等を勘案し、翌会計年度に限り支出することを認めることができる。

4 前項の一会計年度内に支出することが出来なかった金額が、1万円に満たない場合は、前項の規定にかかわらず翌年度において使用することはできない。

5 病院長は、第2項の会計報告に基づき、当該年度における治験の実施状況を治験審査委員会に報告するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、病院長が治験事務局の意見を聴き決定する。

付 則

この要綱は、平成１７年４月１日から実施する。

付 則

この要綱は、平成２０年３月１日から実施する。

付 則（西宮市立中央病院経営会議規定等の一部を改正する規定１０条による改正付則）

この要綱は、平成２０年４月１日から実施する。

付 則（西宮市立中央病院経営会議規定等の一部を改正する規定４条による改正付則）

この要綱は、平成２１年４月１日から実施する。

付 則（西宮市立中央病院経営会議規定等の一部を改正する規定９条による改正付則）

この要綱は、平成２４年４月１日から実施する。

付 則

この要綱は、平成２６年２月１日から実施する。

付 則

この要綱は、令和６年４月１日から実施する。

(様式 1 号)

支 出 要 求 書

院 長	副院長	事務局長	管理部長	課 長	課長補佐	係 長	会計チーム
-----	-----	------	------	-----	------	-----	-------

現 予 算 額		¥ 円			
使 途		☐ (1)研究に必要な材料・器材等のうち固定資産に該当しないものにかかる経費 ☐ (2)研究に関連する図書・文献及び論文作成等の経費 ☐ (3)研究に関連する学会・研究会等の参加経費 ☐ (4)病院における研究体制整備のために必要な共通経費 ☐ (5)学会の会費 ☐ (6)学会の医師賠償責任保険の保険料 ☐ (7)その他研究、学会、診療に関連して病院長が適当と認める経費			
差 引 残 額		¥ 一		年 月 日 要 求	
内 訳	品 目 等		数 量	金 額	摘 要
要 求 額 計					
上記のとおり要求します。					
研究科名 _____					
所属長 _____ (印)					
研究者名 _____ (印)					
院 長 殿					